事業概略書

事 業 名

意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基 礎的調査研究について

「改正障害者基本法」「障害者総合支援法」と相次いで行われた法改正の際に、「障害者の意思決定支援」については、障害者やその家族等に対する相談業務、成年後見制度等の施策などで広く利用されるようにしなければならないとされた。さらに、「障害者総合支援法」の附則として法施行後3年を目途に障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた。そのため本研究では、今後の意思決定支援の具体化に資する基礎的調査と成年後見制度の利用促進に向けた課題整理を目的に研究を行う。

事業目的

意思決定支援を必要とするのは、知的障害者、精神障害者が主とされる。そのため障害の特性等を踏まえるアセスメントと様々な工夫に基づく支援の実態が必要であると考えられる。国内の実態調査では、意思決定支援と自己決定の整理がされないままに状況が進んでいる事が予想されるため、意思決定支援のカテゴリーに留まらず自己決定に関する実態にも視点を広げ実態を把握する。

海外の実態については、法制度として意思決定支援を施行(もしくは準備)している諸外国の制度等に関する文献調査を行い、意思決定支援として国内で施策を進める際の概念の整理と支援の具体策に寄与する資料を整備する事を目的とする。

成年後見制度については、知的障害者、精神障害者の利用実態を調査するとともに、

成年後見制度利用支援事業や市民後見人の利用状況について実態を把握し、今後の障害福祉サービスの利用の際に成年後見制度が活用されるよう、利用の促進方法とその阻害要因について整理し課題提起する事を目的とする。

【意思決定支援について】

国内

事業概要

障害者の意思決定支援のあり方について関係者間の議論の現状を「自由記述」と「選択」等を内容とする質問項目からなるアンケート用紙を作成し、障害者団体に配布・記入していただき、紙または電子ファイルで17団体から回答を得た。

海外

障害者の意思決定支援の法律及び制度の現状について把握するため、インターネット等を通して文献調査を行い、国内の制度や有り様等と比較検討した。

【成年後見制度について】

基礎的調査

障害のある人の成年後見制度利用の実態、ならびに成年後見制度を活用していく要因について把握するため、知的障害者のある対象利用者である知的障害のある人を家族にもつ人、支援者・関係団体で実際に後見を受任されている人を対象としたアンケート調査を実施。

<親・会員向けアンケート>

全日本手をつなぐ育成会支部会員および、育成会以外の障害者団体会員に質問紙 (アンケート)調査を発送し、1353回答を得られた。

<支援者・関係団体向けアンケート>

本調査の趣旨について理解を得られた知的・精神・発達障害の障害者団体および、成年後見を支援している関係団体の各支部に調査票を発送。各支部会員の中で、実施に後見を受任されている方を数名程度選定しアンケートに協力していただき、277 回答を得られた。

ヒアリング調査

成年後見制度の利用促進および阻害要因の実態把握を目的として、知的障害のある人を家族にもつ人、精神障害のある人を家族にもつ人を対象とした集団ヒアリングと、支援者関係団体で実際に知的障害または、精神障害のる人の成年後見を受任されていつ支援者にヒアリング調査を実施した。

<親・会員向けヒアリング調査>

本会を通じ、本調査の趣旨について理解を得られた障害のある人をご家族にもつ人で成年後見制度を利用している親を中心に、利用していない親を含む集団ヒアリング調査を実施。調査員は、本研究事業委員または、本調査の趣旨について理解を得られた成年後見制度に詳しい関係者とした。(回答数…利用している人 9 名、利用していない人 12 名)

<支援者・関係団体ヒアリング調査>

本会を通じ、本調査の趣旨について理解を得られた支援者・関係団体で実際に知的障害または精神障害のある人の成年後見を受任されている人にヒアリング調査を実施した。調査員は、本研究事業委員または、本調査の趣旨について理解を得られ成年後見制度について詳しい関係者とした。(回答数・・・4 団体 4 名。受任件数 1 名当たり17.5 件)

【意思決定支援について】

事業実施結果 及び効果

知的障害者福祉法等に意思決定支援が規定され、意思決定に支援を必要としている知的障害者等への法的及び日常的レベルなど広範囲の具体的な意思決定支援について検討していく必要がある。行動障害などについては、一定の抑制が必要な場合があることから、本人の意思決定支援の支援等の権利擁護の観点からも議論する必要がある。また、日常レベルにおいては本人が信頼し本人のことを日常的によく理解している支援者が決定に参加する仕組みは必要であろうが、本人の最善の利益に関することについては、

改めて第三者の関与による意思決定支援の支援の仕組みが必要であると考える。

【成年後見制度について】

制度の申立権のある親や親族が、福祉サービス利用での申立てに至る道筋によって、制度の理解や対応策も異なってくると思われる。また、一体何がどう違うのかについて、まだまだ親も十分認識していない現状から「福祉サービス利用にあたっての制度利用」にあたり、一体「後見人は何をするのか」を明らかにしていく必要がある。福祉サービスの利用における成年後見制度をきちんと位置付けし、関係者がその理解を共有することこそが、第一の課題であると言えるかもしれない。

また、親が納得し積極的に制度利用をするためには、親への啓発が重要であり、制度の理念や目的の周知は勿論、モデル事業の立ち上げとその検証も不可欠であると思われる。加えて、身近な地域に権利擁護センターを立ち上げること等によって、気軽な相談の場と申立て支援等が得られることも、高齢の親にとっては特に重要であろう。

行政や福祉関係者が制度の理念や必要性をきちんと理解した上で、親や社会の意識改革に率先して取り組み、制度申立てやその後の支援を行い、また法律家や家庭裁判所等、親が苦手としがちな社会資源とも連携を取って、制度利用のメリットを打ち出すことができれば、積極的な制度利用への足掛かりと考えられる。

郵便番号:105-0011

事 業 主 体

所 在 地:東京都港区芝公園 1-1-11 興和芝公園ビル 2F

法 人 名:社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

電話番号/E-MAIL: 03-3431-0668 / info@ikuseikai-japan.jp

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。